

「相模原市火災予防条例の改正（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を契機として、総務省消防庁から地方公共団体に対し、林野火災の予防に係る実効性を高めるための対応について通知が発出されました。

このことを踏まえ、市域における林野火災の発生の防止を目的として、相模原市火災予防条例を改正するものです。

この度、同条例の改正に当たり、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見の内容及び、御意見に対する本市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、いただいた御意見につきましては、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・募集期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月21日（水）
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

予防課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		5人（5件）
内 訳	直接持参	1人（1件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	3人（3件）
	電子メール	1人（1件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

（3）件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
① 2 主な改正の内容 (2) (3)	5	0	1	4	0
合 計	5	0	1	4	0

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
(1)			
1	峰山の登山道の途中に神奈川県の火災予防の鋼板の掲示がいくつありますが、その内容に「たばこ・たき火は確実に消そう！」「たばこ・たき火は確実に消して！」など、確実に消せば、たき火をしても構わない趣旨とも受け取れる掲示があります。登山客など入山する者がこの掲示をみた場合、「当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(以下「使用制限」という。)に従うよう努めなければならない」との周知が徹底されていなければ、条例改正の効果を打ち消しかねないのでないかと懸念するものです。条例には、市民や観光客への周知の徹底や周知方法の改善を関係機関、関係者に促す努力義務が盛り込まれるべきと考えます。	神奈川県の鋼板につきましては、担当課と調整を図ってまいります。 市の役割について規定はいたしませんが、引き続き市民や観光客への周知につきまして関係機関と連携して進めてまいります。	イ
2	対象期間中に名称は異なるが、「どんど焼き」が伝統行事として実施される自治会等が多いと思われる。この行事の実施の可否について地域住民に判断させることは無理がある。よって、例えば、次のような内容を望む。 注意報発令中：こうした準備をすれば点火してもよいと具体的に列挙。 警報：点火は不可能であること。 以上を行事名を挙げた上で明確にしてほしい。	林野火災警報・注意報が発令される状況におきましては、火の粉などが飛散した場合、延焼拡大する恐れが高いことから、制度の趣旨をご理解いただき、林野火災警報発令時は禁止となりますが、林野火災注意報の発令中においても、実施日の変更や中止の判断を計画に含めていただきたいと考えます。	ウ

3	<p>緑区のこの対象区域は、林野があるからこそたき火をする文化が残っている。</p> <p>冬のこの時期は、もちつき、味噌、醤油作り、どんど焼きなど、生活に根づいた火を使う行事がたくさんある。</p> <p>林野火災に対する注意をいっそう喚起することは必要だが、警報時にたき火を禁止することは行政の行き過ぎと考えます。</p>	<p>気象状況によって火災の延焼や飛び火が林野火災を引き起こしていることや、火災原因の上位がたき火等であることから制度をご理解いただけるよう努めてまいります。</p>	ウ
4	<p>林野火災予防ですので山林山中など人家から離れた居住区以外の場所（登山道、林内作業場、神社など）本来必要ない場所での火器使用について限定すべきです。日本は1800年もの焚火という文化があり、神社仏閣、祭事、味噌や醤油、もちつきなど年中行事、野焼きや山焼きなど農業や森の再生に必要な技術など、落ち葉焚きという唱歌ひとつとっても、火という文化は不可欠な行為であること、それも含めて一括禁止ということは文化も伝統も全てなくすということになります。バーベキューに届出が必要な筈もなく、安全に火を扱うガイドラインにしてほしいと思います。</p> <p>街中では焚火の必要はないでしょうが、緑区など山間部、田舎では焚火が必要な環境なのです。ガスや、灯油ではまったく代替えできないのは、経験すればわかります。禁止ではなく安全に使うという感覚が持てるよう変えていただきたいです。</p>		ウ
5	<p>全国の手本となる条例改正 人命を失う火災等を起こさせない環境つくり 火の使用に関する制限等 【火災発生リスクの高い場所における禁止及び制限について】 下記場所への持ち込みを禁止&厳罰化を実施 1. 森林及び樹木の多い箇所 …各地域の森や林 2. 産業廃棄物のある場所 …タイヤの保管場所など 3. 燃えやすいモノが多い場所…木炭や練炭など 【持ち込み禁止&厳罰化】 準放火罪／「放火に準ずる罪」適用へ 1. タバコ …吸ったタバコを消したモノを捨てる行為 湿気あるタバコ／火のついていないたばこを捨てる行為</p>	<p>令和7年1月から5月の本市における林野火災警報に該当する日数は2月中の4日間でした。</p> <p>なお、今回は過去の災害における原因調査や有識者の示す事実から火の取り扱い制限について改正するものですので、運用にご理解をお願いいたします。</p>	ウ

2. ポリタンク

中身が水であっても誤解の恐れがあるモノを持ち込み禁止

可燃物持込み罪

※中身が燃料であれば放火に準ずる罪の改正へ

※燃料タンク等を森林内へ持込み禁止&処罰化

3. 落ち葉&枯草

木々の破片

「森や林に捨てる行為の厳罰化」

自然に還るモノであっても延焼拡大の恐れがあるモノ

※森や林の落ち葉を戻す行為は許されるが

自宅内で育てた落ち葉や枯れ木等を森に捨てる行為

(これを認めると森が育たず環境となり危険)

4. 燃えやすいモノを捨てる行為

…廃棄処理法違反だけでなく準放火罪の適用

プラスチックごみは火災時に延焼拡大につながる

5. 森林付近のバーベキュー等の禁止

禁止地域でバーベキュー等を行い残り火による火災発生

⇒ 準放火罪 適用&厳罰化

※財産と命を奪われた人を2度と発生させない

最低でも20m以上離れた場所を可とし認可制へ

森林付近の喫煙は「準放火罪」として厳罰化

※森林付近で停車し自動車内での喫煙は可

「準放火罪」／投げ捨てた場合&消えた灰皿のゴミ捨て

罰金額を高額へ(50万以上)

※監視カメラ増設…不法投棄監視強化

罰金徴収額を監視強化費用へ工事業者への管理義務

6. 延焼危険箇所の工事業者への指示命令

森林付近の工事業者に対し工事認可番号／工事内容／工事業者名／工事代表者名／

工事業者住所＆連絡先／工事期間の複数看板明示義務

現場において延焼＆崩落等により人命の危険があると判断された場合

⇒ 消防団員が発見時は管轄消防署へ連絡

管轄消防署が相手先に連絡が取れない場合「工事一時停止命令」を実行可とし消防署指示のもと現場工事先看板や工事車両へ
「工事一時停止命令書」添付／消防署への報告命令可とする
※危険度が高い場合の緊急対応であり市長や知事判断を必要なく可能へ
建物の有無関係なく
【森林区域工事／防火管理者制度】導入へ
⇒ 森林において火災が発生した場合は深刻な火災となる
工事責任者だけでなく延焼防止管理者としての防火管理者を置くことを義務化とする
※工事看板への明示義務があり管理者は職務終了後に毎回資材等をビニールシートで覆うなどの安全管理義務がある
7. 消防団火災予防出動
消防署員&消防団員による指導命令
⇒ 身分証提示条件&投棄現場を目撃時
【全回収命令】&【現場の清掃命令】を可能とする
悪質なケースは警察との連携報告により警察が逮捕&違反者へ後日に罰金命令
8. 乾燥注意報発令による予防出動
⇒ 森林付近の監視強化／可燃物等の危険状況確認命令
消防団等の出動による
(1)森林付近監視&状況確認出動命令
(2)乾燥地帯森林への放水命令
※各地域の森林地帯を消防団へ監視権限を与える
特に住宅と密接した森林に対して放水により火災発生リスクを低減させる
森林等に廃棄された火災リスクある廃棄物の報告&回収をさせる
※森林付近へ自動車等の車両投棄を準放火罪へ適用
9. 厳罰化の前に周知徹底
⇒ 目的
(1)「森林火災」を無くすこと
(2)自動車からのタバコ投げ捨て歩行者のタバコ投げ捨て行為を無くすこと
※投げ捨て行為が現在でも多い状況
(3)日本人&外国人関係なく厳罰化へ